

食料・農業・農村政策の確立に関する提言

北海道の農業は、稲作・畑作・酪農業など土地利用型農業を中心に、専門的経営を主体として、安全・安心な食料の安定供給と国土・環境の保全など多面的機能の発揮に大きな役割を果たすとともに、本道経済・社会を支える基幹産業として重要な位置づけにあります。

こうしたなかで、コロナ禍後の経済活動を見込んだ需要回復やロシアのウクライナ侵攻などにより、燃油や肥料など資材価格の急騰のほか、穀物相場も高騰し、食料品をはじめ、輸送費や公共料金などが軒並み値上がりしています。さらに、急速な円安傾向が物価高に拍車をかけており、国民生活に多大な影響を及ぼしています。

一方、農業においては、長引くコロナ禍による需要低迷で、米をはじめ、乳製品、砂糖、小豆等の農畜産物の需要が減少し、在庫の増加とその影響による保管倉庫の不足や保管料の増大などの問題も発生しており、需要喚起や価格回復などの強化が不可欠となっています。併せて、生産に欠かせない資材価格の高騰で営農継続が困難な状況に陥っており、今後の食料安定供給にも甚大な影響を与えかねない環境下にあります。

また、近年は、自然災害が毎年のように各地で起こっており、高齢化などの要因で生産基盤が脆弱化しています。他方、我が国は食料とエネルギーの多くを海外に依存していることから、混迷する世界情勢や円安などの経済動向の急激な変化に対応できず、我が国の食料安全保障を見直すことが求められています。

このため、自国の食料を確保し、国民の生命を支える食料をいかに守るのかという食料安全保障の強化に向けて、国内農業の生産基盤強化とともに、基本計画で掲げる生産努力目標の達成や食料自給率向上など、将来に渡り安心して営農ができる新たな政策が急務となっています。

ついては、国民の生命と健康を守る食料安全保障の観点に立ち、将来に渡って持続可能な家族農業など多様な農業の存続と農村の再生を図る食料・農業・農村政策の確立に向けて、下記事項を提言致します。

記

I. 国際貿易協定などにおける適切な国境措置の確保について

1. TPP11、日米貿易協定などの協定発効後の影響検証

TPP11及び日EU・EPA協定、日米貿易協定のほか、本年1月より発効したRCEPについては、我が国の農業に甚大な影響を及ぼしかねない協定であることから、協定内容を検証し、発効後の影響を公表するとともに、影響如何によっては国内対策を強化すること。

2. 日米貿易協定の第2段階交渉、中国などのTPP加盟への対応

日米貿易協定における第2段階交渉については、農産品が対象範囲とならないよう引き続き毅然とした姿勢で臨むこと。また、中国・韓国などのTPP加盟に対しては、国内農業への影響が懸念されることから慎重に対応すること。

3. 各国との国際貿易交渉における重要農畜産物の関税撤廃除外

各国とのEPA/FTA交渉に当たっては、我が国の重要品目である米、麦、牛肉・乳製品、砂糖、でん粉、雑豆などの関税撤廃の対象から除外するなど国内農業に影響を与えないよう、適切な国境措置を堅持すること。

II. 食料・農業・農村基本計画の実効性確保等について

1. 基本計画の政策指針に沿った政策の検証と農業予算の拡充

3年目を迎える食料・農業・農村基本計画の推進にあたっては、2030(令和12)年度までの政策指針に沿った政策となっているのか検証し、我が国農業の生産力のさらなる向上や多面的機能が最大限発揮できるよう大胆な政策を講じるとともに、基本計画の生産努力目標である食料自給率45%まで引き上げ、農村地域の活性化や農業経営の安定などに資する農業予算を拡充すること。

2. 食料安全保障の新たな政策と予算の確保

混迷する世界情勢を踏まえ、過度に輸入依存している現状から脱却し、自国の食料を自国で生産・消費できる幅広い政策を構築するため、食料自給率向上・生産基盤の強化、再生産可能な所得補償政策など新たな食料安全保障政策と予算を確保すること。

3. 家族農業や地域を重視した食料・農業・農村政策の確立

- 1) 家族農業など多様な農業経営の維持・存続に向けて、農業者が安心して営農できる再生産可能な所得の確保と基礎的な直接支払制度を確立すること。
- 2) 産業政策と車の両輪と位置付ける地域政策については一体的に推進し、地域コミュニティの維持、農村への移住・定住促進や環境保全への取組みなどを拡充・強化し、農村地域の維持・発展に資すること。

4. コロナ禍における消費拡大・需要喚起対策の充実・強化

長引くコロナ禍によって経済活動の停滞や国内農畜産物需要の減退が続いており、特に、地方経済への影響が著しいことから、地方創生臨時交付金の増額で地域の活性化を今後も図ること。

併せて、農畜産物の消費拡大・需要喚起対策として、外国産から国内原料への置き換えなどを強化し、基本計画で掲げる生産努力目標に沿って生産された農畜産物は、国の責務のもとで消費されるよう対策を講ずること。

Ⅲ. 環境負荷低減に向けた取組みへの施策の強化と予算の確保について

1. みどりの食料システム戦略の予算確保と柔軟な対応

- 1) 昨年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」の推進にあたっては、CO₂排出量削減など地球温暖化防止を図る政府を挙げての重要な政策であることから、関係省庁との連携のもと横断的な予算を確保すること。
- 2) 「みどりの食料システム戦略」の目標に向けては、生産者への過度な取組みや農家負担の増加などより農業経営を圧迫させる可能性があることから、生産現場の意見を十分に聞きながら政策を進めること。

2. 環境保全型農業直接支払の強化と予算の拡充

- 1) 環境保全型農業直接支払については、国が進める「みどりの食料システム戦略」に沿って環境負荷低減の目的に資するため、生産現場の意見を十分に聞き幅広いメニューを設定し、予算の拡充を図ること。
- 2) 「みどりの食料システム戦略」で掲げる有機栽培の推進に向けては、経費が高むことから、環境保全型農業直接支払の単価引き上げを行うなど制度の強化を図ること。
また、環境保全型農業直接支払の推進にあたっては、その前提となる化学農薬及び化学肥料の50%削減への取組みに対して、ハードルが高いことから段階的な取組みが可能となるメニューを設定すること。
- 3) 不耕起播種の取組みについては、専用播種機による大豆収穫前の小麦播種や、小豆又はスイートコーンなどの収穫後の不耕起播種も対象とするなど、目的に即した不耕起のメニューに対して現場の意見を十分に反映した制度とすること。
- 4) 今年度から新たな要件となった「みどりのチェックシート」については、生産現場に新たな負担が課せられることから柔軟な運用を図ること。

Ⅳ. 多面的機能支払の拡充、農業生産基盤の強化等について

1. 多面的機能評価による直接支払の確立

多面的機能支払については、国連で採択したSDGsの推進や重要性が再認識されている食料安全保障の観点から、持続可能な農業の促進のため、農業生産を通じて農地が果たしている役割を多面的機能の評価として、適正な価値・対価に対する直接支払に見直し、全額国の予算で措置すること。

また、資源向上支払については、必要な予算を確保し、十分な地方財政措置を図ること。

2. 中山間地域等直接支払の充実

中山間地域等直接支払については、条件不利による耕作放棄や頻繁に起こる豪雨による土砂崩壊などを防ぐため、中山間地域・農村の維持や人命を守る観点から、十分な予算を確保すること。

また、平場と不利地との生産条件格差相当分を補てんする政策目的に鑑み、交付金の全額を対象農業者に交付するなど内容の充実を図るとともに、共同活動については、地域の事情を勘案して対象要件を緩和すること。

3. 食料の安定供給を図る農業生産基盤の拡充・強化

- 1) 食糧危機など有事に備えた国内食料の安定供給を図る体制づくりの強化のため、農業基盤整備事業の予算を拡充するとともに、計画的かつ継続的な事業の推進とコスト低減対策（地元負担の軽減など）を図ること。
- 2) 集中豪雨など頻発する自然災害からのリスク軽減を図り、多面的機能の維持増進に資する水田などの基盤整備を促進するため、土地改良事業に対する十分な予算を確保すること。
- 3) 産地生産基盤パワーアップ事業については、高性能な機械の導入や生産・流通システムの施設整備等に対して、総合的に支援する重要な中長期的な事業として十分な予算措置を講ずること。

4. 担い手育成及び労働力確保対策の支援強化

- 1) 新規就農者育成総合対策については、新規就農者や後継者などの円滑な就農が促進されるよう、引き続き全額国が財政負担する事業として継続するとともに、十分な予算を確保すること。
- 2) 農業者との連携を強化し、雇用就農資金などの活用による雇用就農者の確保と定着に向けて支援すること。特に、条件不利地域での雇用確保が難しい環境から、支援額の増額など人材確保を図る支援策を強化すること。
- 3) 恒常的な労働力不足に対して他業種とのマッチングへの支援など雇用確保に向けた費用助成やコントラクター組織への支援など対策を強化すること。
また、労働力不足解消を図るスマート農業の定着にあたっては、農家負担の軽減のほか、対象農機具の拡大など事業の拡充を図るための予算を十分措置すること。

5. 農地政策の拡充・強化

- 1) 国家戦略特区における企業の農地取得については、活用件数が少ないほか、取得後の耕作放棄地や農用地以外への転用等への懸念があり、農地の適正な利用の観点から、特区の全国展開や農地法の改正などは行わないこと。

2) 農地の有効活用を図る「人・農地プラン」における地域計画策定にあたっては、地域の負担軽減を図るため、農業委員会への掛かり増し経費や地域の話合いなどに対する支援など十分な予算を確保すること。

なお、水田や畑地の集約化に対する予算の確保など農地の耕作放棄地の増加を防ぐ農地政策を拡充・強化すること。

V. 農業の持続的な発展に資する経営安定対策等の拡充・強化について

1. 中長期的な展望を見据えた米・水田農業政策の確立

1) 水活の見直しにより、各地域では将来的な産地形成の検討が進まない状況にあり、現在の耕作者（所有者）の判断で今後の農地の扱いを決めてしまうことになるほか、交付対象外となった農地の諸問題（経営や土地評価額など）への懸念から決断できない状況となっていることから、生産現場の実情を十分踏まえた上で必要な対応等を早期に図ること。

2) 2018年以降新たな米政策が始まり、過剰作付や不公平感が生じているなか、コロナ禍による需給の緩和で米価が下落し、生産資材の高騰等も相まって、離農や耕作放棄地、生産基盤の弱体化を招きかねないことから、食糧法に基づき、早急に政策の抜本的な見直しを行い、国が責任を持って実効性のある需給調整対策を講ずること。

2. 畑作物の再生産可能な直接支払交付金の設定など

1) 畑作物直接支払交付金の改定については、昨年からの燃油高騰に加え、ウクライナ情勢、円安などによる一層の燃油の高騰、肥料・農業用資材の価格高騰などの急激な情勢変化に対する適正な反映のほか、有事に対応した食料安全保障の強化を図る観点から、再生産可能な単価設定を行うとともに、今後の営農に意欲が持てるよう生産者の生産性向上分やTPP等の国際貿易協定の発効による影響などを交付金単価に加算すること。

2) 持続的畑作生産体系確立緊急対策事業については、将来にわたり畑作物の合理的な輪作体系の維持・確立を図る事業として、産地の生産基盤を強化する施設整備・機械導入（ドローンによるAI技術<判定>を活用した省力化技術の確立・普及等）へ支援や畑作物の生産振興を図る内容に改善すること。

併せて、畑作構造転換事業で実施された事業については、継続性をもって緊急対策事業でも行うよう生産現場が活用しやすい事業内容への改善・充実と生産現場への事業周知の徹底を図ること。また、事業は当初予算で措置するとともに、継続的な事業として予算の拡充を図ること。

3. 酪農・畜産経営の持続的発展を可能とする国内政策の確立

1) 基本計画や酪肉近などで掲げられた生産努力目標等の確実な達成に向けては、家族経営を中心とした多様な経営体の生産基盤強化対策などを拡充するための予算を十分に確保し、国内酪農・畜産の持続的発展に資すること。

2) 将来にわたって生乳生産が継続できるよう、国の責任による新たな乳製品の需要創出や消費拡大対策のほか、全国一体となった在庫削減の取組みなどによって、早期に需給改善を図ること。

併せて、飼料等の価格高騰によって経営危機に晒されている酪農・畜産農家の経営安定に向け、新たな経営所得安定対策（直接支払制度）などを講じること。

4. 多様な経営セーフティネット対策の拡充・強化

1) 収入保険制度の見直しについては、経営安定対策に資するセーフティネットとして効果が発揮されているか検証し、生産現場ではセーフティネット機能の有効性を不安視していることから、要望が多い補てん水準（補償限度額及び支払率）の引き上げや掛け金の軽減等の改善・見直しを行うこと。

2) 農業共済制度及び収入減少影響緩和対策、野菜価格安定制度については、将来にわたって経営安定に資する農業者のセーフティネット対策として重要な役割を担っているため、現行制度を堅持するとともに、必要な予算を十分に確保すること。

VI. 燃油・肥料・飼料など生産資材高騰対策について

1) ウクライナ情勢や円安基調によって、燃油・肥料など価格の高騰が続いており、農業経営を圧迫していることから、食料の安定供給を図る対策として、今後とも情勢変化を踏まえて継続的に農家負担の軽減を図る対策を講ずること。

特に、肥料高騰対策について、肥料使用量の2割削減はすでに北海道では取り組んでいることから、価格上昇分の補填率を引き上げるなど対策の強化を図ること。

2) 飼料価格の高騰などで国内の酪農・畜産経営が危機的状況に追い込まれており、今後も配合飼料価格安定制度が着実に機能するよう、国による基金積み増しの継続や発動条件を緩和すること。

また、輸入飼料からの置き換えなど飼料自給率向上に向け、青刈りとうもろこしや子実用とうもろこし、牧草など飼料作物の生産拡大に資する対策を拡充強化すること。

VII. 情報通信網の環境整備等について

農村地域における情報通信網については、情報通信環境整備予算などを拡充・強化し、国が進めるスマート農業の推進に向けて、どの地域でも公平に整備されるよう関連省庁とも連携を図り、事業を積極的に推進すること。

特に、農地においては、平場でも不感地帯が多く点在しているエリアもあり、農作業事故等が発生した場合、携帯電話もつながらない状態では人命にも大きく係ることから、早期に環境整備を進めること。

2022（令和4）年 8月

北海道農民連盟

委員長 大久保 明義